

# 苦情解決の体制について

当法人では、苦情への適切な対応により、当法人の施設をご利用になる方々の満足感を高めることや、早急な虐待防止対策が講じられてご利用になる方の権利を擁護するとともに、ご利用になる方が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する目的で、苦情解決の体制を整備しております。

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や法人の信頼や適正性の確保を図るように努めます

苦情は主に苦情受付担当者が受け付けますが、下のどの段階に申し出ることもできます。

法人は苦情の受付・内容確認後、速やかに対処します。



※ご意見箱を設置しています。(場所はP23見取り図参照)

